

被災者入学検定料免除措置について

この度の令和 6 年能登半島地震により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新潟医療福祉大学では、2025 年度入試において、令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域にお住まいの本学入学志願者に対し、下記の通り入学検定料免除措置を講じることをお知らせします。

- 災害救助法の適用地域は、下記の URL から確認いただけます。

<内閣府 災害救助法の適用状況>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

1. 対象者資格

2025 年度入学者選抜試験を受験される方で、次のいずれかに該当する者

- ① 志願者本人または主たる家計支持者が「令和 6 年能登半島地震」により災害救助法が適用されている地域に居住している者で、この被災により罹災証明書の交付を受けた者
- ② 主たる家計支持者が「令和 6 年能登半島地震」により死亡または行方不明となっている者

2. 入学検定料について

入学検定料はいったん全額納入していただきます。以下 3 に示す必要書類を本学入試事務室まで提出いただき、本学にて審査を行った後、免除措置の対象者として決定しましたら、納入済みの入学検定料を指定口座に返還します。

3. 必要書類について

- 1)被災者入学検定料免除措置申請書
- 2)対象者資格を証明することのできる以下の書類
 - (1)対象者資格①に該当するもの
 - 罹災証明書
 - (2)対象者資格②に該当するもの
 - 被災による死亡または行方不明を証明できる書類
 - ※死亡診断書、戸籍抄本、行方不明証明書等
- 3)過払い金返還依頼書(入学検定料返還依頼書)

4. 申請方法について

志願する入学者選抜試験の出願書類とともに 3 に示す必要書類を同封して提出してください。なお、出願期間内に必要書類の提出が困難な場合は、必ず申請前に本学入試事務室へご相談ください。

<問い合わせ> 新潟医療福祉大学 入試事務室

〒950-3198 新潟市北区島見町 1398 番地

TEL 025-257-4459 FAX 025-257-4456 E-mail nyuusi@nuhw.ac.jp